

# 国際分類調和に向けた取り組み —分類プロジェクト管理者の視点から—

審査第一部アミューズメント

木村 隆一

審査第三部生命工学

鳥居 敬司

## 抄録

本稿では、筆者らが分類プロジェクト管理者として分類改正プロジェクトに携わった経験に基づき、特許分類の国際的な調和に向けた取り組みについて、筆者らの主観を交えつつご説明します。また、分類プロジェクト管理者の業務内容や分類改正を議論する国際会議の様子についても併せてご紹介します。

## 1. はじめに

筆者らは、分類プロジェクト管理者として(2016年7月から2017年12月)、国際特許分類(International Patent Classification:以下、IPCとします。)の改正や特許分類の国際的な調和を目的とする分類改正プロジェクトに携わりました。

本稿は、分類プロジェクト管理者の立場からの初めての寄稿であることから、以下の2.において、分類プロジェクト管理者とは何かをまずご紹介したいと思います。その後は3.~4.にかけて、筆者らの分類プロジェクト管理者としての経験に基づき、特許分類の国際的な調和に向けた取り組みについて、分類改正を議論する国際会議の様子と共にご説明します。

なお、本稿の内容はあくまで筆者らの個人的な見解に基づくものであり、日本国特許庁(以下、JPOとします。)の公式見解でないことはもちろん、分類プロジェクト管理者の立場を代表するものでもないことにご留意ください。

## 2. 分類プロジェクト管理者とは

分類プロジェクト管理者(通称「プロ管」と呼ばれています。)といっても、どのような立場でどのような業務を行っているのか、ピンとこない方も多

いのではないかと思います。そこで、まずは分類プロジェクト管理者が設立された経緯、日常の主な業務及び分類プロジェクト管理者に期待される役割について、私見を交えつつご紹介します。

### 2.1. 設置の経緯

分類プロジェクト管理者という役職は、2007年7月に設置されました。それまでIPCの改正プロジェクトに関する庁内の意見調整や国際会議への対応は、調整課審査企画室の特許分類企画班が全て担当していましたが、プロジェクト数の増加に対応し、分類改正プロジェクトの検討体制を強化するため、分類プロジェクト管理者が設置されることになりました。

現在(2018年3月時点)では、審査第一部に1名、審査第二部~第四部に2名ずつの、合計7名が分類プロジェクト管理者として働いています。分類プロジェクト管理者になると、審査業務と並行して分類プロジェクト管理者の業務を行うこととなります。

### 2.2. 日常の業務

#### (1) 五庁・IPC電子フォーラムの確認と情報展開

分類プロジェクト管理者は、五庁電子フォーラム<sup>1)</sup>及びIPC電子フォーラム<sup>2)</sup>を日々こまめにチェックします。これらの電子フォーラムは、後述する五庁段階及びIPC段階における分類改正プロジェクトの議

1) 世界知的所有権機関(WIPO)が管理しており、WIPOからアクセス権限を付与された者のみ閲覧可能です。

2) こちらは一般に公開されています。アドレス：<https://www3.wipo.int/ipc-ief/public/ipc/>

論を行うための電子掲示板のようなもので、当該電子フォーラムに各国特許庁が改正提案やコメント等を投稿することで、分類改正の議論が進んでいきます。投稿書類の言語としては、通常は英語が使用されます。電子フォーラムに何らかの投稿があった際には、分類プロジェクト管理者がその内容を確認・分析した上で、関係する審査室に展開します。必要に応じて、提案・コメントの補足や対応の方向性に関する分類プロジェクト管理者の意見を付け加えます。

## (2) JPOからの投稿書類の作成

電子フォーラムに投稿された他庁の改正提案に対して、担当審査室がコメントの投稿を希望する場合があります。また、JPOがラポーチャー<sup>3)</sup>となっている分類改正プロジェクトについては、各庁から投稿されたコメントの内容を踏まえつつ、ラポーチャーの見解をまとめたレポートや提案分類表の修正案を投稿する必要があります。これらの投稿書類の作成を支援することが、分類プロジェクト管理者の重要な仕事の一つです。

書類を投稿する際には、まず担当審査室に日本語で案を作成してもらい、分類プロジェクト管理者が英語に翻訳し、担当審査室に英文を確認してもらった後、電子フォーラムに投稿するというのが、一般的な流れです。担当審査室との連絡はメールが中心となりますが、コメント案の意図がよく分からない場合や、修正の必要があると感じた場合には、担当審査室と話し合いの場を設けることもあります。主となる担当審査室だけでなく複数の審査室が(分類改正プロジェクトによっては部を跨いで)関係する場合には、庁内の意見を調整・集約する必要もあります。投稿書類を作成する過程では、担当審査室及び関係審査室とのコミュニケーションを密に取り、その意図を正確に理解することが、何よりも大切であると思います。

英語での書類作成はなかなか大変な作業です。文法や単語の選択、前置詞や冠詞の使い方など、細かい部分を気にし始めると、あっという間に時間が過ぎ去ってしまいます。審査業務も抱えている中で、書類作成に費やせる時間には限りがありますが、担

当審査室の意図が正確に伝わるように、できる限り品質の高い英文を作成しようと努力しています。

## (3) 分類会議への出席

通常は一週間に一度、調整課審査企画室の特許分類企画班(3名)と各部分類プロジェクト管理者(7名)が集まって会議を開催しており、これを「分類会議」と呼んでいます。会議の内容は、各部の担当プロジェクトの進捗状況についての情報共有、複数の部にまたがるプロジェクトの対処方針についての相談等です。会議の出席者は全員が分類改正のスペシャリストですから、議論の内容はかなり専門的になることも多く、筆者も分類プロジェクト管理者になりたての頃は議論に付いていくのが大変でしたが、この分類会議での議論を通じて、分類プロジェクト管理者として必要な多くのことを学ぶことができました。



分類会議の様子

## 2.3. 分類プロジェクト管理者に期待される役割

分類プロジェクト管理者の職務は、「各審査部に属する分類プロジェクトの対外的な調整(コメント及びレポートの作成支援並びに国際会議への出席を含む)、窓口業務及びスケジュール管理等を行う。併せて、審査部内の意見調整のうち、分類解釈等、技術的側面に起因する問題を取り扱う。」と定められています。以下では、これをもう少し実情に即した形に書き下しつつ、筆者の私見を述べたいと思います。

3) 通常は分類改正プロジェクトの提案庁で、議論の取りまとめ役を担います。

まず、分類改正の必要性や方向性といった問題について、主体となって検討すべきなのは、やはり当該分類改正を担当する審査室でしょう。担当審査室は、当該分類改正の対象技術について庁内で最も深い知見を有しているはずであり、また、分類改正の結果としてもたらされる、サーチ効率の向上といった利益を享受するのも、再分類負担といったコストを引き受けるのも、担当審査室であるからです。

一方で、分類改正プロジェクトにおける議論の進み方や、分類改正に関する諸々の規則について、担当審査室は必ずしも精通しているわけではありません。IPCの改正に関しては、IPC指針やIPC改正のためのガイドラインといった様々な規則が存在しており、タイトルの表記やグループの配列順序、グループ番号の付け方に至るまで、細かい規則が定められています。これらの規則について、審査室の担当者が詳細を把握するのは難しいですし、非効率でもあります。このような側面において担当審査室をフォローするのが、分類プロジェクト管理者です。

分類プロジェクト管理者はその職務上、上述したIPC改正に関する様々な規則についての豊富な知識を有しています。また、多くの分類改正プロジェクトの進行管理や後述するIPCリビジョン作業部会への参加等を通じて、どのような提案・主張であれば国際的に受け入れられやすいかといった相場観を養うことのできる立場にあります。これらの知識や相場観を最大限に活かし、分類改正のプロフェッショナルとして、担当審査室に対して適切な助言を行うことで、担当審査室の提案・意見が国際的に受け入れられるように議論を導いていくことが、分類プロジェクト管理者に期待される役割なのではないかと思えます。

### 3. 五大特許庁における分類調和プロジェクト (GCI)

日米欧中韓の五大特許庁（以下、五庁とします。）は、GCI (Global Classification Initiative) と呼ばれる枠組みで分類調和プロジェクトに取り組んでいま

す。五庁発の分類改正プロジェクトはこのGCIを通じて進められることから、GCIへの対応は分類プロジェクト管理者の重要な業務の一つです。そこで、次はGCIについて、その概要をご説明します。

#### 3.1. なぜ分類調和なのか

1971年のストラスブール協定によって設立されたIPCには、全世界で共通して使える特許分類を確立するという理念の下、現在に至るまで不断の改正が加えられています。2006年にリフォームドIPCとしてIPC第8版(2006.01)が発効されると共に、大規模特許庁が用いるアドバンスレベルと、小規模特許庁が用いるコアレベルとの二重構造が採用され、アドバンスレベルは四半期毎（コアレベルは3年毎）の改正が可能とされました。現在では、当該二重構造は解消され、年2回開催されるIPCリビジョン作業部会の議論結果を踏まえた新IPCが、毎年1月に発効されています。

IPC第8版(2006.01)以降は、過去に発行された特許文献全てを新IPCで分類し直す（再分類する）ことが義務化されているため、新IPCのみを使って、世界中で公開された特許文献を抽出・サーチすることが可能ですが、高度に専門化した特許文献を抽出・サーチするにあたっては、IPCの分類項目は必ずしも十分でないという側面もあります。

一方、FI (File Index) / Fターム (File Forming Terms) とCPC (Cooperative Patent Classification) は、共にIPCに準拠しつつ、より細分化された項目を有する特許分類<sup>4)</sup>であり、JPOが管理しているFI/Fタームは主にJPOに出願されたJP文献をカバーする一方、CPCはCPC管理庁である欧州特許庁（以下、EPOとします。）及び米国特許商標庁（以下、USPTOとします。）に加え、CPCNO (CPC National Office) と呼ばれるCPC付与庁である中国、韓国、ロシア、ブラジル等でも付与されています。

言語の壁を越え、全世界で共通して使える唯一の特許分類としての役割を担うべきIPCの上記側面を改善するには、すでに確立されているFI/FタームとCPCの細分化された有用な項目をIPCに導入することが最も効率的でしょう。その結果、新IPC、

4) Fタームは、IPCの項目を細展開した分類ではありませんが、テーマの区切りはIPCを細展開したFIをベースに定められています。

FI及びCPCに共通の観点の分類が設けられ、特許分類が国際的に調和します。

特許分類の国際的な調和は、審査官にとって、なじみの薄い分類体系の中で関連する分類項目を見落とすといった危険性を回避して、外国文献をより安全かつ効率的にサーチし、サーチの質を向上させることにつながります。他庁における外国文献サーチの質が高まれば、必然的に他庁のサーチ結果の信頼性も向上するため、分類調和は国際的なワークシェアリングを推進する上でも重要な意義を有しています。

### 3.2.GCI設立の背景と経緯

独自の内部分類を有する日米欧の三極特許庁は、各々の内部分類を調和させ、その結果調和した分類に基づいてIPC改正を提案する取り組み（三極分類調和プロジェクト）を2001年から行ってきましたが、近年では、三極に中韓を加えた五庁<sup>5)</sup>の場で分類調和の議論が進められています。五庁は知財分野で世界をリードするため、2007年5月に五大特許庁長官会合を初めて開催し、2008年10月の第2回五大特許庁長官会合では、出願件数・ワークロードの増加に対応し、国際的なワークシェアリングを推進するため、審査結果の相互利用、手続きの簡素化、審査の質の維持・向上等の課題について、3つの作業部会（WG1：分類調和、WG2：情報技術関連、WG3：審査関連）で検討を進めることとなりました。そして、五庁分類作業部会（WG1）で取り扱う五庁ファウンデーションプロジェクトとして、CHC（Common Hybrid Classification）プロジェクトの立ち上げが合意されました。

2008年当時は、IPCとは別に、JPOのFI/Fターム、EPOのECLA（European Classification）/ICO（In computer only）、USPTOのUSPC（US Patent Classification）という、3つの異なる内部分類が存在していました。その後、2013年1月にECLAとICOを統合する形でCPCが発効し、USPTOがUSPCからCPCへと移行したことにより、現在は内部分類といえばFI/FタームとCPCのことを指します。CHCプロジェクトでは各庁の立場の相違から議論

が停滞したため、2013年6月の第6回五大特許庁長官会合の合意に基づいて、CHCからGCIへと枠組みを変更し、現在も五庁は分類調和に協力して取り組んでいます。

### 3.3.議論の進め方

GCIには、Activity IとActivity IIと呼ばれる二つの活動があり、五庁はいずれかの活動を通じて、新分類項目の五庁合意と、五庁合意した分類項目のIPC化を目指します。Activity Iは、整合している内部分類（改正の結果、整合する場合を含みます）のIPC化を目指すもので、Activity IIは、既存の内部分類ではカバーできないような新規技術に対応した分類表を作り出し、そのIPC化を目指すものです。

以下、Activity Iの典型的な例として、JPOが、CPCを自らの内部分類（FI）に導入するのと同時に、EPO及びUSPTOに対してFIを取り込むCPC改正を要求することで、互いの内部分類を調和させ、調和した内部分類のIPC化を目指すケースを取り上げ、GCIにおける議論の進め方をご説明します。

#### (1) プレ五庁段階

プレ五庁段階は、整合している内部分類を作り出すために、内部分類の改正に関する議論を行う段階であり、Activity Iにのみ用意されています。FI改正を通じてFIとCPCとを整合させようとする提案を「Jプロポーザル」（J proposal）と呼び、逆に、CPC改正を通じてFIとCPCとを整合させようとする提案を「Eプロポーザル」（E proposal）と呼びます。

FIとCPCとを整合させようとする提案の立ち上げにあたっては、(1) 内部分類の管理庁が他庁の内部分類を自らの内部分類に導入する改正を、自発的に提案する場合、(2) 内部分類の管理庁が他庁から内部分類の改正を要求される場合、(3) (1)及び(2)を同時に行う場合、が存在します。なお、ここでいう「内部分類の管理庁」とは、FIについてはJPO、CPCについてはEPO及びUSPTOを指し、提案を行う「他庁」には中華人民共和国国家知識産権局（以下、SIPOとします。）及び韓国特許庁（以下、KIPOとします。）も含まれます。

5) 2015年の世界の特許出願件数約289万件のうち、五庁への出願は約238万件であり、約8割を占めています（特許行政年次報告書2017年版）。

いずれの場合にも、FI改正に関する提案であれば、提案庁がJプロポーザルを電子フォーラム<sup>6)</sup>に立ち上げ、CPC改正に関する提案であれば、Eプロポーザルを電子フォーラムに立ち上げた上で、改正予定分類表や改正の必要性を説明する書類を投稿します。

例えば上述のケースでは、JPOは、CPCの項目(の一部)をFIに導入するJプロポーザルを立ち上げるのと同時に、EPOとUSPTOに対してFI項目(の一部)のCPCへの導入を要求するEプロポーザルを立ち上げます。JプロポーザルやEプロポーザルには名称としての3桁の番号がふられますが(J001, E001等)、このケースでは、JプロポーザルとEプロポーザルの番号はそろえられます。

EPOとUSPTOは、CPCの項目(の一部)をFIに導入するJプロポーザルに対して、JPOが導入しようとしている領域において、CPC改正が進行中又はCPC改正を予定しているか否かを電子フォーラムに投稿します。EPOとUSPTOは、提案された領域が整合させるのにふさわしいかどうかのコメントを投稿することもできます。また、CPC改正を要求するEプロポーザルに対しては、CPC改正を受け入れるか否かを検討し、その結論を理由と共に投稿します。

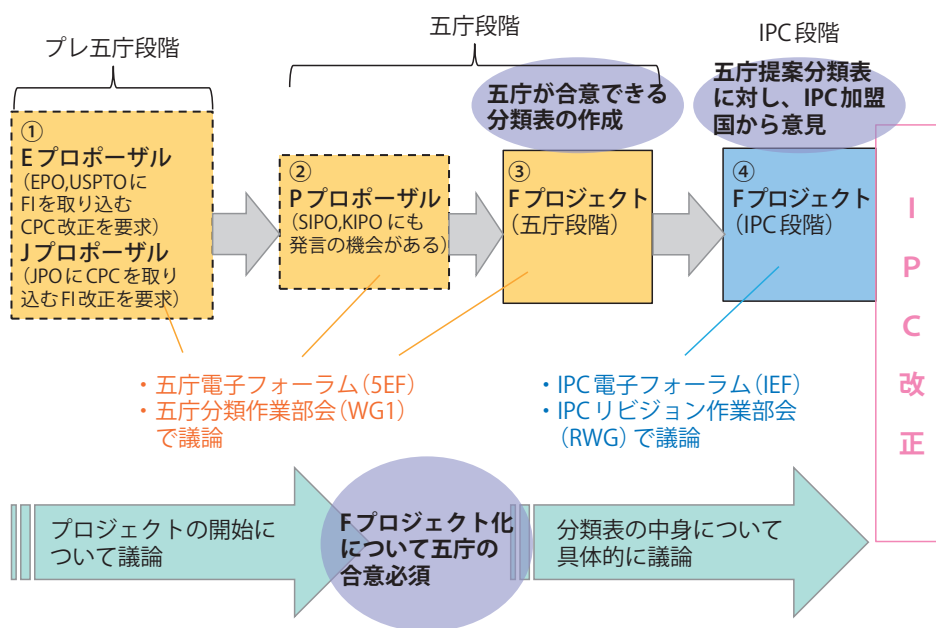
対象の領域におけるCPC改正(の予定)がなく、また、FI項目(の一部)を導入するCPC改正にEPOとUSPTOが同意すれば、JプロポーザルとEプロポーザルは、次の五庁段階に進むことになります。この決定は、通常、WG1の議場で行われますが、電子フォーラム上で電子的に行うことも可能です。

一方、対象の領域がCPC改正予定又はCPC改正中だったり、FI項目(の一部)の取り込みにEPOとUSPTOが同意しなかったりした場合には、提案庁は、プレ五庁段階での議論をさらに継続するか、提案そのものをサスペンド(中止)するかを検討することになります。

## (2) 五庁段階

五庁段階は、「Pプロポーザル」(P proposal) 段階(以下、P段階とします。)と「Fプロジェクト」(F project) 段階(以下、F段階とします。)とからなります。五庁段階における主な議論対象は分類表ですが、分類表を補足的に説明するための定義や改正に伴い再分類される文献の移行先を示すリスト(Revision Concordance List: RCL)等も必要に応じて議論されます。

P段階において、提案庁は、整合した分類項目をIPCに導入することを求める提案と提案分類表を電



GCI Activity Iに基づくIPC改正に向けた議論の流れ

6) 電子フォーラムには、各提案又はプロジェクト毎にページが作成され、そこに提案やコメント、リマークが投稿されます。コメント等の投稿期限を定めたアクションプランも設定されます。

子フォーラムに投稿し、提案庁以外の庁は、当該提案のプロジェクト化（F段階への移行）に同意するか否かをコメントします。この段階で、プロジェクト化の是非のみならず、提案分類表の疑問点や改善点等に関するコメントが投稿され、議論となることもあります。P段階以降において、提案のプロジェクト化、IPC段階への移行、あるいはサスペンドといった決定には五庁全部の同意が必要とされ、通常、WG1の議場で決定される点は、プレ五庁段階と同じです。

P段階で提案のプロジェクト化が決定されると、F段階に移行し、電子フォーラム上で正式な分類改正プロジェクトが発足し、プロジェクト毎にラポーターが選任されます。実務的には、プレ五庁段階又はP段階の提案庁がそのままラポーターとなることが多いですが、WG1が同意する限り、いずれの庁もラポーターを務めることができます。

F段階では、ラポーターによる初期提案分類表を五庁が合意できる内容とすべく、各庁は当該初期提案分類表に対してコメントを投稿し、ラポーターは寄せられたコメントの取りまとめや改善提案を行います。各庁のコメントからラポーターによる取りまとめ（及び必要に応じて改善提案）までの一連の議論を「1ラウンド」と呼びますが、初期提案分類表が五庁合意に至るまで、短いプロジェクトでは1～2ラウンド、長いものでは6～7ラウンドを要することもあります。

議論の末、分類表の合意に達した場合は、五庁段階での議論は終了となり、ラポーターは合意した

分類表に基づくIPC改正提案を電子フォーラムに投稿し、プロジェクトはIPC段階に移行します。IPC段階移行後の議論の進め方については、4.をご覧ください。

### 3.4. 五庁分類作業部会 (IP5 Working Group 1 : WG1)

WG1は、上述の通り、2008年10月の第2回五大特許庁長官会合で合意された五庁ファウンデーションプロジェクトの一つ、分類調和プロジェクト（CHCプロジェクト）を推進する目的で設立され、2009年6月に第1回会合が開催されました。2012年を除いて年2回（春と秋）開催されており、ホスト国は五庁が持ち回りで担当しています。直近では、2017年10月に第17回会合がJPOで、2018年3月に第18回会合がUSPTOで開催されたところです。

WG1の開催期間である1週間は、個別の分類改正プロポーザル及びプロジェクト（以下、個別プロジェクト等とします。）について議論する前半と、主に政策的議論を行う後半に分かれています。第15回会合まではアジェンダの順序が逆でしたが、EPOの提案により、第16回会合から現在の形で議事進行されています。

個別プロジェクト等の議論では、プレ五庁段階にあるE、Jプロポーザル、五庁段階にあるPプロポーザル及びFプロジェクトについて、次の段階に進めるべきか、現状の段階のまま議論を継続すべきか、あるいはサスペンドすべきかを一つ一つ検討しま



第17回WG1@JPO出席者の集合写真

す。五庁が物理的に顔を合わせる貴重な機会ですから、前半に議論した個別プロジェクト等で結論が出なかった点について、例えばラポーチャー庁が開閉策を見いだすべく、議場外で他庁担当者に接触することも当然あります。前半の日程でそのような事態が生じて、急ぎ本国の担当者に問い合わせ、そのフィードバックを受けて、後半の日程で合意に向けて議論できることは、前半を個別プロジェクト等の議論にあてるメリットの一つかと思えます。

後半の政策的な議題には、FIやCPCに関する各庁最新動向の紹介、オブザーバとして参加しているWIPOによる電子フォーラム、IPC PUB (IPCデータベース) といったWIPO所管システムに関するインプット等が含まれますが、最近の注目トピックとしては、第四次産業革命として知られるIoT (Internet of Things) やAI (Artificial Intelligence) 等の新技術 (new emerging technologies : NET) への対応があげられます。2016年6月の第9回五大特許庁長官会合で合意された五庁共同声明 (東京声明) において、「(3) 発展する新技術への知財庁としての対応 五大特許庁は、IoTやAI等の新技術への対応で各庁との協力を図ります。このため、これらの新技術による影響に関し、情報共有、意見交換又は考察を進めていきます。」と言及されたことの文脈で、WG1では今後ますます増加するであろうこれら新技術に関連する特許文献の効率的な抽出・サーチを可能にするべく、対応する新分類表の構築を検討しています。

この検討は、分類表の新技術への適合であることから、GCIのActivity IIの枠組みで進められていますが、一言で「新技術」といっても、全くのゼロから突然生まれるはずはなく、必ずその土壌となった関連技術が存在するものですし、当該関連技術には既存のIPCが対応しています。この点、IoTをはじめとする新技術は、複数の関連技術が分野の垣根を越えて結びつくことで新たな価値やサービスを創造する点に特徴を有しており、技術毎にセクション、クラス、グループで階層化している既存の分類体系に直ちに馴染むものではないため、新技術に対応する分野横断的な分類をどのように設計し、新たな分類と既存のIPCとの関係をどのように整理するかと

いうのは、容易に結論が出る問題ではありません。

しかしながら、五庁による新技術への対応が遅れると文献の増加に分類表が追いつかない、つまり、新IPCの発効が遅れば、それだけ新IPCを本来付与すべき文献に新IPCが付与されない事態が生じることとなり、サーチ効率や審査の質に悪影響が出るおそれがある上、世界の知的財産分野をリードするという五庁の役割を果たすことができません。一方で、五庁が不十分な検討のまま拙速に対応しては、IPC段階で各国の賛同を得られないことはもちろん、新技術に関連する文献の効率的な抽出・サーチを可能にするという目的も果たせないでしょう。東京声明における「発展する新技術への知財庁としての対応」の下で、分類の側面からどのようなアウトプットを出していくかは、WG1が直面している喫緊の課題といえます。

## 4. IPC改正の議論について

GCIの枠組みを通じて五庁が合意した分類表はIPC段階へと進められ、正式なIPC改正提案として、国際特許分類に関するストラスブール協定<sup>7)</sup>の加盟国 (以下、IPC加盟国とします。) の全体で議論されることとなります。以下では、IPC段階での改正手続の流れやIPCリビジョン作業部会の様子について、その概要をご紹介します。

### 4.1. IPC改正手続の流れ

IPC段階で議論される分類改正プロジェクトとして、GCIの枠組みを通じて五庁が合意した分類表に基づく改正提案であるF (Five) プロジェクトの他に、非五庁 (スウェーデン、ドイツ、カナダ、ブラジル等) からの改正提案であるC (Core) プロジェクトがあります。FプロジェクトとCプロジェクトは、既存のIPCグループを細展開したり、新たなメイングループやサブクラスを作ったりするもので、通常はその改正によって文献の再分類が必要となります。それ以外に、再分類を伴わない改正プロジェクトとして、タイトルの明確化や分類表・定義の形式的な修正を取り扱うM (Maintenance) プロジェクト、IPCの定義を作成するD (Definition) プロ

7) 2018年3月時点で、62か国が加盟しています。

ジェクトがあります。

議論は主に電子フォーラム上で行われます。最初にラポーチャーから改正提案が投稿され、それに対して各庁がコメントを投稿します。ラポーチャーは各庁のコメントを踏まえて、ラポーチャーの見解をまとめたレポートを投稿し、必要があれば改正提案に修正を加えます。そのような手続(ラウンド)が複数回繰り返され、改正提案に対するIPC加盟国間での合意が徐々に形成されていきます。

電子フォーラム上でのコメントやレポートの投稿期限は、WIPOにより設定されます。しかし、この投稿期限をしっかりと守っているのは、JPOをはじめとする一部の庁だけです。WIPOからは、投稿期限を守るよう注意喚起がしばしばなされていますが、なかなか変わる気配はないようです……。

そして、年に2回、春(4~5月)と秋(10~11月)に開催されるIPCリビジョン作業部会において、詰めの議論が行われ、作業部会において分類表が承認されると、改正分類表が確定します。春の作業部会で承認された分類表は、翌年の1月に発効し、秋の作業部会で承認された分類表は、翌々年の1月に発効します。作業部会で分類表の承認に至らなかった場合は、作業部会での議論結果を踏まえつつ、電子フォーラム上で議論が続けられ、次回の作業部会において再び取り上げられることになります。

IPCリビジョン作業部会が近づいてくると、各庁からのコメントやレポートの投稿が活発になり、分類プロジェクト管理者の業務も忙しさを増していきます。作業部会の対処方針も作成しなければなりません。ラポーチャーの修正提案が投稿されたと思ったら、翌日に他庁からカウンター提案が投稿され、対処方針が二転三転する、というようなこともあります。そんな慌ただしい状況の中、IPCリビジョン作業部会へと突入していきます。

#### 4.2. IPCリビジョン作業部会 (IPC Revision Working Group : RWG)

IPCリビジョン作業部会(以下、「RWG」ともいいます。)は、年2回、ジュネーブのWIPO本部で開催されており、分類改正の各庁担当者が一堂に会し

て、IPC改正の最終的な議論を行う場です。ここでは、IPCリビジョン作業部会での議論の様子や他庁との交流についてご紹介します。



WIPO本部

##### (1) 議論の様子

会議は一週間かけて開催されます。筆者が参加したIPCリビジョン作業部会では、一週間で合計30~40程度の分類改正プロジェクトが議論されました。

会議が行われる議場は、大学の講堂のような雰囲気です(下の写真を参照)。正面のテーブルの中央に議長<sup>8)</sup>が座り、その横にWIPOの事務担当者3~4名が座ります。各国の座席配置はフランス語表記



議場の様子

8) 作業部会により選任されます。任期は1年とされており、近年はEPO、ドイツ、アイルランド等から選出されています。



でのアルファベット順で決められており、JPO (Japan) の座席は議場のほぼ中央となります。IPC 加盟国の全てが参加するわけではなく、2017年秋の第38回RWGでは、24の国・機関<sup>9)</sup>が参加していました。一つの国・機関から複数名が参加するため、会議の参加人数はさらに多くなります。会議における使用言語は英語とフランス語<sup>10)</sup>であり、英語とフランス語の間で同時通訳が付きます。

各プロジェクトの議論では、最初にラポーターである庁が、プロジェクトの経緯や争点を1~2分程度で簡単に説明します。その後、議長が提案分類表のグループタイトルを一つずつ読み上げていきます。特にどの庁からもコメントがなければ、そのグループについては改正が承認されたこととなります。タイトルの修正を求める等、発言をしたい場合には、議長に合図<sup>11)</sup>を送ります。議長が合図に気付くと、「Japan, please」と指名してくれますので、「Thank you, Mr. Chairman.」と議長への礼を述べてから、発言します。

タイトル修正の提案や質問がなされた場合には、議長が他の庁に意見を求めたり、自身の意見を述べたりしながら、できる限りその場で合意が形成されるように議論を導いていきます。それでも意見が対立した場合には、コーヒープレイク<sup>12)</sup>中に当事者同士で相談して意見をまとめるように指示されることもあります。特に春の作業部会では、翌年1月のIPC発効に間に合わせるために、多少強引にでも会議の場で合意を形成して、分類表を承認させようとする傾向があります。

議場において発言が特に目立つのは、EPO、スウェーデン、アイルランドといった国・機関です。EPOはともかく、スウェーデンやアイルランドの発言が目立つというのは、少々意外に思われるかもしれませんが。これらの国の発言力が強い理由は、同じ担当者が長年にわたって分類改正業務に携わり続けており、IPC改正の規則や過去の経緯等に精通しているからです。例えばスウェーデンの Anders

Bruun氏は、20年以上にわたってIPC改正業務に携わっており、そのIPCに対する造詣の深さから、「Mr. IPC」という異名を有しているほどです。

## (2) 議場での分類プロジェクト管理者の立ち回り

各部分類プロジェクト管理者は、自身の部が担当するプロジェクトについて、議場での対応を一任されます。出張前に担当審査室と相談の上、作業部会の対処方針を作成していますので、基本的にはその方針に沿って対応します。議場で困ることがないように、争点となりそうな事項については、予め対処方針をしっかりと定めておくことが大切です。

とはいえ、電子フォーラム上では何もコメントを出していなかった庁から思いがけない修正提案が出される等、想定外の事態が生じることはあります。その場合には、過去の議論の経緯や担当審査室のスタンスなどを考慮しつつ、分類プロジェクト管理者が受け入れの可否を判断して対応します。分類のスコープを変更するような修正提案等、その場ですぐに判断するのが難しい場合には、「エキスパートと相談したい。」等と発言して結論をいったん先送りにしてもらい、メールや電話で担当官に連絡して確認を取った上で、対応することもあります。



WIPO本部最上階よりレマン湖を望む

9) ドイツ、ブラジル、カナダ、中国、スペイン、エストニア、米国、フランス、ロシア、ギリシャ、アイルランド、イタリア、日本、メキシコ、ノルウェー、ルーマニア、韓国、イギリス、スウェーデン、スイス、ハンガリー、インド、ARIPO、EPO(議場での座席順)

10) IPCには英語版とフランス語版が存在し、いずれも正式なものです。

11) 手を上げる、人差し指を立てる、鉛筆を立てる等、様々なバリエーションが存在します。国名の書かれた札を立てる、という合図の仕方は、IPCリビジョン作業部会では慣例上行われません。

12) 午前と午後一度ずつ、15分程度のコーヒープレイクが設けられます。他庁との相談、雑談が行われます。

議場という特殊な場において、しかも英語で発言するのは、かなりのプレッシャーがかかるものです。また、上述のとおり、議論の相手となるのは歴戦の強者達ですので、厳しい戦いとなることもあり、JPOの意見が常に受け入れられるわけではありません。しかし、担当審査室の意向ができる限り改正IPCに反映されるよう努めています。

### (3) 雑感

各国の代表団が出席する国際会議といえば、各国の思惑が複雑に絡み合う交渉の場、というイメージをもたれる方もおられると思いますが、分類改正を議論する主な国際会議であるWG1やIPCリビジョン作業部会に関しては、そのようなイメージと少し趣を異にするかもしれません。基本的に、より技術的に正しい分類表を作ろうという人々の集まりなので、ロジックを積み上げて論陣を張り、丁寧にこちらの考えを説明すれば、相手の賛同を得られることが少なくないように思われます。しかし、技術的正確さだけでなく、各国の価値観等の相違が争点になるケースもしばしばあります。

例えばアルコール飲料に関する分類改正プロジェクト(F078)では、第37回IPCリビジョン作業部会において、AセクションとCセクションをまたぐ大再編を提案するスウェーデン・ブラジルと、現行IPCの基本骨格を維持しつつアルコール飲料に関する分類(C12G, C12H)の改正を行おうとする日中とが対立する構図になりました。スウェーデン・ブラジルは、Cセクション(化学)に「飲食品」であるビールやワイン、その他アルコール飲料、酢等が含まれるのは分類体系的におかしく、これらをAセクション(生活必需品)の新クラスに移行することで、分類表としての分かりやすさや美しさが担保されると主張し、さらに議長(アイルランド)も個人的な発言としてそれに賛同の意を示したことから、議場の流れはスウェーデン・ブラジル側に傾きつつありました。これを受けて日中は議場外で欧(EPO)を含めて議論し、ビールやワイン、その他アルコール飲料、酢等は「微生物による発酵」という化学的観点を有していることに加え、何が「飲食品」であって何が「非飲食品」であるかは各国の文化や価値観に依存することから、スウェーデン・ブラジル側の

提案には賛同できないとして連携することにしましたが、この対立の背景には、自国の文献数が多く大再編に伴う膨大な再分類負担の発生を懸念する日欧中と、再分類負担が比較的軽度なスウェーデン・ブラジルとの立場の違いもありました。分類に関する議論といえども、その背景には各国の価値観やリソースの問題も潜んでいることを示す例といえるでしょう。日欧中の担当者は連携して第38回作業部会の本会議に臨んだ結果、日欧中が共同提案する分類表案を基本(たたき台)として今後の議論を進めて行くとの結論を得ることができました。無事にこの結論を導き出せたこと自体はもちろん喜ばしかったですが、それ以上に、「交渉は人」といわれるとおり、白黒つけがたい時に最後にものを言うのは人同士の連携であることを実感できたことは、筆者にとって貴重な経験となっています。

### (4) 他庁との交流

IPCリビジョン作業部会では、会期中に一度、オフィシャルディナーというイベントが開催されます。「オフィシャルディナー」と言うと堅苦しい感じがしますが、実際にはカジュアルな雰囲気、各庁のデリゲーションと一緒に食事を楽しみつつ、様々な議論をするというイベントです。2017年秋の第38回RWGでは、地元のチーズフォンデュの有名なお店に行きました。食事中は仕事の話になることもありますが、どちらかといえば、それぞれの国や家族の話をしながら、純粋に食事と会話を楽しんでいる印象です。オフィシャルディナーへの参加は強制ではなく、参加しない庁もありますが、JPOは毎回全員で参加しています。参加費用は自腹であり、



第38回RWGでのオフィシャルディナーの様子

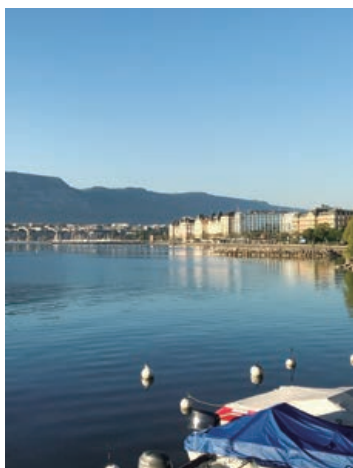
少々懐が痛みます<sup>13)</sup>が、他庁のデリゲーションとの親睦を深められる絶好の機会ですので、ここは積極的に参加しておくのがよいと思います。他庁と仲良くなっておくと、翌日の会議で味方についてくれる等、思わぬメリットもあるかもしれません。

## 5. おわりに

以上、国際分類調和の取り組みについて、分類プロジェクト管理者の視点からご紹介しました。本稿を通じて、読者の皆様の分類改正業務に関する知識・興味が多少なりとも深まったとすれば、これに勝る喜びはありません。

国際分類調和の状況を客観的に眺めると、EPO/USPTOが主導するCPCが年々その勢力範囲を拡大しており、FI/Fタームという独自の分類体系を採用しているJPOは、世界の中で孤立しつつあるという見方もできるかもしれません。しかし、そのような状況であるからこそ、CPCに対抗できる唯一の分類体系を保有している庁として、JPOが果たすことのできる役割は大きいのではないかと思います。

最近のIPC改正プロジェクトでも、新たに追加される分類項目の多くはCPCに由来するものですが、FI/Fターム由来の分類項目も少なからず採用されています。その中には、JPOがGCIの枠組みを通じて提案したものも含まれますが、例えばブラジルがFIを多く採用した改正分類表を提案して承認されたケースもあります。IPC段階においては、その分類項目の由来がCPCなのかFIなのかといったことに



レマン湖



レマン湖の噴水

はこだわらず、有用かつ明確な分類表を作るという純粋な目的のもとで議論が進められているように見受けられます。

IPCリビジョン作業部会に参加した際、スウェーデン特許庁のMr. IPCことAnders Bruun氏に、「JPOは最近、IPCの品質向上に大きく貢献しているよね。」と仰っていただきました。今後もIPCのさらなる発展のために、JPOが継続的に貢献していけることを願っています。

最後になりましたが、調整課特許分類企画班及び各部分類プロジェクト管理者の皆様、各部情報委員の皆様、各審査室の改正プロジェクト担当官の皆様をはじめ、在任期間中にお世話になった全ての皆様に、心より御礼申し上げます。

### profile

木村 隆一 (きむら りゅういち)

2003年4月 特許庁入庁 (特許審査第一部自然資源)  
2007年4月 審査官昇任  
2016年7月～2017年12月 分類プロジェクト管理者を兼務  
2017年4月 審査第一部アミューズメント (現職)

### profile

鳥居 敬司 (とりい けいじ)

2007年4月 特許庁入庁 (特許審査第三部生命工学)  
2010年4月 審査官昇任  
審査第三部審査調査室を経て、2013年1月より現職。  
分類プロジェクト管理者兼務 (2016年7月～2017年12月)

13) 開催場所にもよりますが、80スイスフラン (約9,000円) くらいはかかります。